

○古物商等からの暴力団排除の推進について

平成30年11月12日

道本捜4第2366号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

このたび、古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号。以下「改正法」という。）が成立し、古物商及び古物市場主（以下「古物商等」という。）に係る欠格事由への暴力団排除条項の追加等に関する規定が、本年10月24日から施行されたことから、各所属にあつては、古物商等からの暴力団排除の推進に努められたい。

なお、改正法の内容及び事務処理上の留意事項に関しては、「古物営業許可等事務処理要領の制定について」（平30. 10. 18道本保第2399号。以下「通達」という。）により示されているので参考とされたい。

記

1 欠格事由に追加された暴力団等に関する排除対象者

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しないもの（以下「暴力団員等」という。）となる。（古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。第4条3号関係））
- (2) 暴対法第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの。（法第4条第4号関係）
- (3) 古物商等の相続人である、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者のうち、法定代理人が上記(1)若しくは(2)に該当する者又は役員のうち、法定代理人が上記(1)若しくは(2)に該当する者又は役員のうち上記(1)若しくは(2)に該当する者がある法人であるもの。（法第4条第8号関係）
- (4) 上記(1)又は(2)に該当する者を管理者としているもの。（法第4条第9号関係）
- (5) 役員のうち上記(1)又は(2)に該当する者がある法人（法第4条第10号関係）

2 各警察署における対応等

(1) 審査について

古物営業の許可の申請又は申請事項等の変更に係る届出を受けた警察署長は、通達により、警察本部保安課長又は方面本部の生活安全課長（以下「本部主管課長」という。）に対して、欠格事由の審査を行うこととしている。

そのため、警察署の生活安全担当者（以下「担当者」という。）から組織犯罪対策担当者に対し、欠格事由のうち、上記1の(1)から(5)までについての審査は、本部主管課長から警察本部捜査第四課長又は方面本部捜査課長に対して行うこととなっているため、警察署内で担当者間における審査は行わないこと。

(2) 申請却下等の対応

上記審査結果から申請者が暴力団員等であった場合、受理警察署の担当者が、申請者等呼び出して申請却下等の説明を行うことになっているが、その際には、警察署の係間同士で連携を図りながら対応すること。

3 その他

各所属では、事件捜査等を通じて、法による古物商等が排除対象者に該当すると認める事実を確認した場合、許可年月日を確認の上、改正前であれば担当者を經由して警察本部保安課へ連絡し、改正後であれば事件化に向け検討すること。